

一般社団法人山口県社会福祉士会
第29回定時社員総会

議案資料集



期日 2024年3月23日（土）
場所 山口県セミナーパーク

一般社団法人山口県社会福祉士会

第 29 回定時社員総会

議案資料集目次・日程

■ 目次

I 議案

- 第 1 号議案 2024 年度事業計画 ··· P 1
第 2 号議案 2024 年度収支予算 ··· P 2 2

II 報告

- 第 1 号報告 諸規程類の改正 ··· P 2 6

■ 日程

13：00～14：30

『定時社員総会』

15：00～16：30

『山口県社会福祉士会講演会』

ジェネラルな視点を持つソーシャルワーカー

「地域アセスメントとネットワーク構築」

「社会資源の活用・開発」

講師：藤本真樹

(山口県社会福祉士会/副会長

NPO 法人コネクト・ワン/代表

ギャップ・フィリング株式会社/代表)

「地域で支える体制の構築」

「排除を作らない相談支援体制の構築」

講師：上野 綾乃

(山口県社会福祉士会/副会長

防府北地域包括支援センター/センター長)

一般社団法人山口県社会福祉士会

第 29 回定時社員総会

第 1 号議案
2024 年度事業計画

2024年度 一般社団法人 山口県社会福祉士会

事業計画

(新: 本年度からの新事業)

1 基本方針

社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5か年目標 2020-2024）を策定しました。

本年度は、昨年度の引き続き、会員自身のより身近な地域の中での活動の場、会員相互交流、自己研鑽、ネットワークや会員間の相談できる横のつながりを構築できる機会であり、会員にとって参加しやすい場であるブロック活動部の活動を通して、身近な仲間と一緒に活動できる機会を増やすことで、中期計画「強い組織化-会員参加の法人運営の推進-会活動へのマンパワーの拡大」及び「強い組織化-組織体制の強化-身近な地域での活動の場づくりの推進」を図り、また、「強い組織化-会員数の増加」として、魅力ある会にして入会者を増やし退会を減らすことを目指します。

また、第一期中期計画の最終年度であり、5年間を振り返り、第二期中期計画の策定を行う。

2 事業方針

基本方針にもとづき、次の事業方針を掲げる。

(1) 組織基盤の整備・強化

ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担える組織基盤の整備・強化を図るために、強い組織化、会員支援の整備・強化、事務局体制の強化を行う。

1) 強い組織化

- ① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業を推進するため、中期目標の実現に向け、第一期中期計画の実施状況を評価しながら、重点目標を掲げる。
- ② 新入会員の拡大を図るとともに、退会抑制策を講じる。
- ③ 会員参加型の法人運営の推進を目指すため、会活動へのマンパワーの拡大を進める。
- ④ 本会体制の強化を図るため、本会の業務遂行の決定と監督の強化及び会員が身近な地域での活動の場づくりの推進を行う。
- ⑤ 財政の健全化と強化を目指すため、財源と事業の均衡状態を確立するとともに、新たな収入を確保する。

2) 会員支援の整備・強化

- ⑥ 日本社会福祉士会との綱紀案件事務委託契約を締結する。
- ⑦ 会員支援の体制を整備・強化するため、スーパービジョンの機会を提供する。

3) 事務局体制の強化

- ⑧ 業務運営の安定化と効率化が図れるよう、事務局体制を強化する。

(2) 次世代・後継者育成の強化

社会福祉士として、次世代を担う子供たち、資格取得を目指す方、そして、後継者の育成を図る。

1) 次世代育成の取組み強化

- ① 社会福祉士を目指す子どもたちを増やすため、子どもへの働きかけを推進する。
- ② 社会福祉士資格取得を目指す学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。また、養成施設との連携強化を図るため、実習連絡協議会等への会員派遣を行う。
- ③ 権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、社会福祉士国家試験の合格に資することができるよう、全国統一模擬試験の機会を提供する。

2) 後継者育成の強化

- ④ 社会福祉士後進育成のため、実習指導者の養成と実習現場の支援の推進を行う。

(3) 権利擁護及び地域福祉の増進

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進を図るために、ブロック活動部の強化、公益事業部の強化・拡充、委託事業部の強化を行う。

1) ブロック活動部の強化

- ① 活動機会の最低水準化、会員相互交流の活性化、地域に即した活動の強化やまちづくりへの参画推進を図るとともに、会員ファーストや計画に応じた財源導入を意識化することで、ブロック活動を活性化させて、参加率の向上に向けた取り組みを行う。

2) 公益事業部の強化・充実

- ② 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進を図るため、権利擁護センターばかりなあ山口委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ③ 子ども家庭支援に関する事業の促進を図るため、スクールソーシャルワーカー委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ④ 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進を図るため、司法ソーシャルワーカー委員会を新設する。
- ⑤ 災害支援事業の推進を図るため、本会災害支援協力員の拡大、山口県 DMAT（福祉支援活動チーム）への協力、日本社会福祉士会との連携した災害支援の協力を図る。

3) 委託事業部の強化

- ⑥ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、障害者権利擁護センター運営事業を充実させる。
- ⑦ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、高齢者虐待対応関係者研修を充実させる。また、専門職派遣事業の推進を図る。

(4) 専門性の向上

社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるため、キャリアアップ体制の強化、専門的・実践能力の向上、認定社会福祉士制度の普及・認定社会福祉士取得の推進を行う。

1) キャリアアップ体制の強化

- ① 生涯研修制度の周知及び企画運営への活動率の向上を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

2) 専門的・実践力の向上

- ② 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化を図るため、地域を基盤として独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取組みの促進、ジェネラルな視点を持ったスペシフィックなソーシャルワーカーの育成、理論とアプローチに基づいた実践力の向上及び高い倫理観の確立を行う。
- ③ 基礎研修を実施し、実践力、報告力及び実践研究の質の向上を図る。
- ④ e-ラーニングの普及・活用の推進を図る。

3) 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進

- ⑤ 基礎研修の促進・充実を図るため、基礎研修の質を担保させる取り組みを行う。
- ⑥ スーパービジョン委員会活動の充実を図り、バイザーの育成とフォローアップの推進を行う。
- ⑦ 認定社会福祉士の資格取得支援の推進を図るため、取得しやすい環境の整備や認定社会福祉士へのフォローアップを行う。

(5) 発信力の強化

本会の事業の取り組みや社会福祉士の専門性などの情報発信の強化を図り、社会的認知の向上を図る。

1) 情報発信の強化

- ① 既存の情報発信媒体を活用して、会の役割・責任・魅力発信の強化を図る。

2) 社会的認知度の向上

- ② 社会福祉士の役割と機能を浸透させるため、ソーシャルワーカー関係団体以外や企業・異業種へ個々の社会福祉士の存在感を発信する。

(6) ネットワークの構築・強化

会員相互の交流促進、そして、行政や県内外のソーシャルワーク関連団体及び関連団体以外との連携を進め、ネットワークの構築を図る。

1) 会員相互の交流促進

- ① 社会福祉士は知識・技術を習得するだけではなく、会員相互のネットワークも備えておくことが求められる。会員相互交流の場の拡充を図るため、個々の社会福祉士の存在感を発信するとともに、SNSなどの電子情報媒体の活用やネットワークリストの普及・拡大に向けた取り組みを行う。

2) 行政との連携

- ② 行政との連携強化を図るため、地域における活動基盤の強化・拡大に取組む。

3) 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携

- ③ 山口県ソーシャルワーカー連絡協議会の連携強化を図るため、年2回協議会へ参画するとともに、SWDの協働開催やソーシャルアクションの推進を行う。
- ④ 四会連絡協議会との連携強化を図るため、協定書に基づいた取組みを行う。

4) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

- ⑤ 山口県弁護士会との連携強化を図るため、協定書に基づいた活動の強化を行う。また、分野別団体との連携促進を図るため、研修などの後援申請の増進や連絡会等への参画推進を行う。

5) 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携

- ⑥ 日本社会福祉士会との連携強化を図り、広く社会福祉の向上に貢献する。
- ⑦ 中国ブロック県士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。
- ⑧ 都道府県社会福祉士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

3 事業

事業遂行は、オンデマンド形式・オンライン形式・収集形式・ハイフレックス形式など、内容の目的や効果に応じて方法を選択しながら実施する。

(1) 役員会等の開催

事業方針にもとづき、役員会等並びに各部及び委員会等は次の事業を行う。

- ① 定時社員総会 年2回
- ② 通常理事会 年4回
- ③ 業務執行理事会 年4回
- ④ 業務執行理事及び総合企画部担当理事合同会議 年1回
- ⑤ ブロック長会議 年1回
- ⑥ ブロック長及び総合企画部担当理事合同会議 年1回
- ⑦ 監査 年1回
- ⑧ 各部・各委員会・各ブロック会議 隨時

(2) 委託事業部

事業方針に基づき、委託事業部は次の事業を行う。

■委員会名：障害者権利擁護センター委員会

- 担当理事：服部恭弥
- 委員長：磯地美香
- 副委員長：石津育幸
- 委員：岡本英樹、伊藤孝司、平岡龍一郎、原田和夫、荒川奈津枝、石川智子、森尾憲嗣、橘康彦、末田真由美

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発生後に適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 障害者虐待防止法の周知啓発を図る。
- 障害者虐待防止について、研修会、派遣活動等を通じて適切な支援を行う。

【重点目標】

障害者虐待防止法の一層の周知啓発を図るとともに、障害者虐待の未然防止に向けた取り組みを図る。

【活動内容】

1 県より、障害者権利擁護センター運営事業を受託（予定）し、次の事業を展開する。

（1）山口県障害者権利擁護センター相談窓口の設置

社会福祉士 1 名を配置し、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介

（2）支援専門職チームの派遣

障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他援助

（3）虐待事例の分析・市町の事例検討会への専門的助言

障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析及び提供並びに市町の事例検討会への専門的助言

（4）障害者虐待防止・権利擁護研修の開催

（5）関係機関等に対する普及啓発及び研修

（6）障害者差別解消法の相談窓口の設置

2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

4 委員会の開催

上記の事業の遂行にあたり年 6 回委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：高齢者権利擁護推進委員会

○担当理事：上野綾乃

○委員長：内藤誠

○委員：川口里美、宮下紀子、安光正之、山本まゆみ、木原伸

【委員会設置目的】

権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるよう、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターに従事する社会福祉士を支援する。

【基本方針】

○ 地域包括支援センターにおいて対応に苦慮することが多い「高齢者虐待対応」についての研修会や情報交換をおこなう機会をつくることで、県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

○ 研修会を通じ、各圏域の地域包括支援センターが抱える課題について、圏域に所属する地域包括支援センター虐待対応者同士が身近な相談者となり、課題解決ができるようネットワーク形成を図る。

【重点目標】

県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

【活動内容】

1 県より、高齢者権利擁護推進事業、地域包括ケア専門職派遣システム構築事業、住宅改修等点検に係る専門職派遣事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

（1）高齢者権利擁護推進事業

① 相談調整窓口の設置

② 権利擁護支援専門職チームの派遣、及び派遣効果や課題の検証

③ 高齢者虐待対応等の権利擁護に関する事例検討会及び業務についての悩みやストレス

- の解消につながる研修会や情報交換会の開催
- (2) 地域包括ケア専門職派遣システム構築事業
- ① 相談調整窓口の設置
 - ② 地域包括支援センター等への専門職や学識経験者派遣
- (2) 住宅改修等点検に係る専門職派遣事業
- ① 相談調整窓口の設置
 - ② 市町への専門職派遣
- 3 日本社会福祉士会との連携・協力
- 日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。
- 4 関係機関・団体との連携協力
- 関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。
- 5 委員会を年3回開催
- 上記の事業の遂行にあたり年3回委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：子ども権利擁護推進委員会

- 担当理事：杉山美羽
- 委員長：梅木幹司
- 副委員長：讚井康一、橋本達哉
- 委員：森永真里子、橋本嘉美

【委員会設置目的】

子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）し、子どもの権利擁護体制を充実させるため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、県の実情に合わせた、児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践する。

【活動内容】

- 1 県より、子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。
 - (1) 意見表明支援員の配置及び管理
 - (2) 訪問型アドボカシーサービスの仕組みづくり
 - (3) 意見表明支援員の養成研修
 - (4) アドボカシーの周知・啓発
 - (5) 訪問型アドボカシー相談
 - (6) 子どもの権利擁護体制充実に向けての今後の方策の提案
 - 2 日本社会福祉士会との連携・協力
 - 3 関係機関・団体との連携協力
 - 4 委員会を開催
- 日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。
- 関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。
- 上記の事業の遂行にあたり、スーパーバイザーを迎える、年12回委員会及びアドボケイト定例会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

(3) 公益事業部

事業方針に基づき、公益事業部は次の事業を行う。

■委員会名：権利擁護センターぱあとなあ山口委員会

- 担当理事：安光洋平
- 委員長：安光洋平
- 副委員長：金江浩子、藤井哲治
- 委員：小林大亮、河面英治、大野繁己、大野奈央子、深谷豊、越智尚史、池本恭子、西村陽子、田中英之、吉村直美

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送る能够るように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 地域住民が抱える課題解決やニーズに応えるため、社会福祉士が身近な存在となるよう、社会福祉士の活動を広く地域住民に周知していく能够ないように努める。
- 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び対人援助技術等の向上を目指す。
- 各圏域の活動を活性化し、会員同士の顔が見える関係をつくることで、相互に協力し支え合う組織づくりを目指す。
- 弁護士会等他の職能団体や関係機関との協同、連携の強化に努める。

【重点目標】

- 1 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組の向上を目指す。

【活動内容】

1 権利擁護に関する相談事業

- (1) 本会事務局に相談窓口の設置
- (2) 山口県弁護士会が実施している高齢者・障害者出張相談への会員派遣

2 未成年後見人等・成年後見人等候補者の推薦に関する事業

- (1) 未成年後見人等、成年後見人等の推薦
- (2) 未成年後見人等、成年後見人等受任者の支援
- (3) ばあとなあ名簿追記登録審査、ばあとなあ名簿登録審査
- (4) ばあとなあ活動報告チェック（年2回）
- (5) 業務監査委員会の開催（年2回）
- (6) 本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置

3 研修等に関する事業

- (1) 成年後見人材育成研修への受講者の推薦
- (2) 名簿登録研修の開催
- (3) 名簿登録更新研修の開催
- (4) 圏域ごとに弁護士会との合同勉強会の開催
- (5) ばあとなあ山口全体会議で事例検討や勉強会の実施（年4回）
- (6) ばあとなあ山口会員への成年後見制度利用促進に関する情報提供

4 啓発事業に関する事業

- (1) 成年後見制度活用セミナーの開催（年1回）
- 5 権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業

- (1) 日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあの連携
- (2) 山口県弁護士会との協議会の開催（年3回）
- (3) 山口家庭裁判所との連絡協議会への出席
- (4) 行政、関係機関などへの会員の派遣

6 本会の他委員会との協働・連携

- (1) ばあとなあ山口の情報伝達手段を活用した情報提供や協力要請
- (2) 高齢者虐待対応支援専門職チームへの参画

7 委員会・全体会議の開催（年4回）

第1回目：2024年4月（審議事項）2023年度事業報告、決算報告など

第2回目：2024年8月3日（土）

第3回目：2024年12月7日（土）

第4回目：2025年1月25日（土）（審議事項）2025年度事業計画、収支予算など

8 その他、権利擁護に関すること

■委員会名：スクールソーシャルワーク委員会

- 担当理事：中村幸一郎
- 委員長：道中朋子
- 副委員長：藤田和博、藤井あゆみ
- 委員：岡崎裕美、田村真由美、山中翔平

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う。

【基本方針】

- 県のF R アドバイザーに登録される社会福祉士（SSW）の推薦をする。
- 県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に会員を推薦する。
- SSWの資質向上のための、①SSW研修会（いじめの内容を含める）、②SSW初任者等研修を県精神保健福祉士協会、他県社会福祉士会等と共同で開催する。また勉強会として③SSW未来塾を実施する。
- フードバンク山口及び株式会社アービングと連携して、貧困家庭への支援を展開する。
- スクールソーシャルワークの実践を通して、子どもやその家族へ最善の支援を行っていく。

【重点目標】

- 1 定期的な研修や勉強会の開催により、会員の資質向上に努める。
- 2 子ども、保護者、学校、教育委員会など関係機関からのクレームに対して早期に対応し、不適切な支援についての指導とスキル向上のための支援を行い、関係の改善と信用の向上に努める。
- 3 フードバンク山口及び株式会社アービングと連携し、貧困家庭への支援の実績を積む。

【活動内容】

- 1 研修
現任者への研修の企画・運営
- 2 苦情・要望の受付窓口
- 3 他団体との連携
精神保健福祉士協会のSSW担当部局との連携
- 4 日本社会福祉士会との連携・協力
日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。
- 5 関係機関・団体との連携協力
関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。
- 6 その他、SSW事業に関わること
- 7 委員会を開催
上記の事業の遂行にあたり委員会を開催するとともに、必要に応じて隨時開催する。

■委員会名：キャリア教育推進委員会

- 担当理事：山中将嗣
- 委員長：則近あゆみ
- 副委員長：西野宏美
- 委員：吉本暁子、尾中未来、西依毅志、佐伯美由紀、岡村僚太、木原久美

【委員会設置目的】

次世代・後継者育成の強化等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 次世代育成の取組み強化として、①子どもへの働きかけ推進、②養成施設への働きかけ・連携の強化、③資格取得支援の推進を行う。
- 後継者育成の強化として、社会福祉士実習指導者の養成・支援を行う。現指導者の資質向上のためのフォローアップを行い、質の高い実習指導の提供に寄与していく。

【重点目標】

- 1 次世代育成を目的とし、職能や会の魅力発信を行う。県内養成校との連携強化を図るため、ブロックと協働し身近な社会福祉士から発信できるようにする。
- 2 後継者育成を継続的に行えるよう、実習指導者養成を行い、県内養成校の学生が多く施設で実習できるよう、指導者の増員・確保を目指す。現指導者のスキルアップ、フォローアップを実施し、質の向上及び実習指導へのモチベーションアップを図る。

【活動内容】

1 子どもへの働きかけ推進

子どもへの働きかけを推進し、社会福祉士を目指す子どもたちを増やす取り組みを行うため、ふくしの寺子屋授業の実施に向けて、ブロック活動部と連携しながら取り組む。

2 養成施設への働きかけ・連携の強化

- (1) 山口県立大学、至誠館大学、周南公立大学^新、YIC 介護福祉専門学校等にて、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。養成校のあるブロック活動部の協力を得て実施していく。学生や教員との意見交換を行う。
- (2) 山口県立大学等の実習連絡会議へ出席し、情報収集及び情報発信を行う。養成校との連携を図り、後継者育成に寄与していく。

3 社会福祉士実習指導者の養成・支援

- (1) 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修の開催
- (2) 社会福祉士実習指導者講習会の開催

4 資格取得支援の推進

社会福祉士全国統一模擬試験の実施に向けて、ブロック活動部と連携しながら取り組む。

5 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

6 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

7 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり委員会を開催するとともに、必要に応じて隨時開催する。

■委員会名：司法ソーシャルワーク委員会 ^新

○担当理事：山本孝博

○委員長：調整中

○委員：讚井康一、遠藤嵩大、富海隆、橋本嘉美、大田純子

【委員会設置目的】

生きづらさを抱え、罪に問われた人が社会の一員として地域で自律した生活を送ることができるよう、司法ソーシャルワークに関する事業を行う。

【基本方針】

- 1 罪に問われた人はわれわれと同じ一人の人間であり、生活者であるという理念を共有する。
- 2 ソーシャルワークの価値、倫理、理論、技術に基づき実践する人材を育成、支援する。
- 3 罪に問われた人やその家族（以下「当事者」という。）及び関係機関からの相談に応じ、そのニーズや課題に即した支援を行う。
- 4 当事者及び関係機関とともに事業を展開する。
- 5 既成概念にとらわれず、柔軟な姿勢をもって権利擁護に取り組む。

【重点目標】

相談支援事業の推進を図る。

【活動内容】

- 1 司法ソーシャルワーカーの育成及び司法福祉分野で活動する社会福祉士の支援
- 2 司法ソーシャルワークに関する研修等の実施
- 3 相談支援事業（本会事務局に受付窓口を設置）

- 4 当事者（団体を含む）、医療・福祉機関、官公庁、四会連携会議（県弁護士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会）等との連携・協働によるネットワーク構築、研鑽、広報啓発その他活動
- 5 日本社会福祉士会との連携・協力
日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。
- 6 関係機関・団体との連携協力
関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。
- 7 その他権利擁護に関する活動
- 8 委員会を開催
上記の事業の遂行にあたり委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：スーパービジョン委員会

- 担当理事：尾中未来
- 委員長：橋康彦
- 委員：伊藤孝司、橋本達哉、讚井康一、鬼木泰子、須原志保

【委員会設置目的】

認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進に関する事業を行う。

【基本方針】

認定社会福祉士認証・認定機構が定める「認定社会福祉士制度スーパーバイザー実施要綱」に基づき、本会所属会員が本会を介してスーパービジョンを実施する際のサポートを行う。対象は、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の取得及び更新を目的して実施するスーパービジョンに限らない。

- (1) バイザーナンバーやバイジーへのバイザー情報提供
- (2) スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付
- (3) バイザーとバイジーのマッチング
- (4) スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理
- (5) スーパービジョンの進捗状況の把握
- (6) バイザー、バイジーの相談及び苦情対応
- (7) バイザー、バイジーへの助言・指導
- (8) バイザーのスキルアップ
- (9) バイザー、バイジーのフォローアップ体制の構築
- (10) その他バイザー及びバイジーからの申し出に対する事務処理等
- (11) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進
- (12) その他本委員会設置目的に合致する事項

【活動内容】

- 1 委員会の開催
定期的、且、必要に応じて委員会委員会議を開催して、次のことを行う。
 - ・バイザーとバイジーのマッチング
 - ・スーパービジョンの進捗状況の把握
 - ・バイザー、バイジーの相談及び苦情対応
 - ・バイザー、バイジーへの助言・指導
 - ・バイザー、バイジーのフォローアップ体制の検討
 - ・その他バイザー及びバイジーからの申し出に対する事務処理等
 (定期開催日時)
 4、7、10、1月の第3月曜日の18時30分から20時まで、基本はオンライン。
- 2 スーパービジョンに係る事務処理
本会事務局で、次のスーパービジョンに係る事務処理を行う。
 - ・委員会委員会議の開催調整
 - ・バイザーナンバーやバイジーへのバイザー情報提供
 - ・スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付

<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理
3 日本社会福祉士会との連携・協力 日本社会福祉士会主催による研修に委員を派遣し、復命等を通して、県内のスーパーバイザーのスキルアップを図ることで、スーパービジョンの質を担保する。
4 関係機関・団体との連携協力 関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

■総合企画部

○部会長：藤本真樹

○担当理事：越智尚史、佐藤義浩、神田陽子、高木裕美、秋田将利

<p>【委員会設置目的】 社会情勢の変化に伴い社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進することで、社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるとともに、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。</p>
--

<p>【基本方針】 第一期中期計画の基本方針に基づき、目標の達成を見据えた事業展開を行う。</p>
--

<p>【重点目標】 第一期中期計画の総合評価を行い、第二期中期計画の策定に取り組む。</p>

<p>【活動内容】</p> <p>1 組織基盤の整備・強化を図るため、次の事業を進める。</p> <p>(1) 強い組織化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 第一期中期計画の実施状況の評価を行う。 ② 第二期中期計画の検討を行う。 2) 会員参加の法人運営の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 企画や運営を担う会員を募集し、次の3つの企画チームを立ち上げるとともに、他部の協力を得ながら、事業遂行を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・第30回定時社員総会時（6月末）の講演会 ・第31回定時社員総会時（3月末）の講演会 ・独立型社会福祉士実践報告＆会員交流会 ② 委員会活動における研修当日の運営スタッフへの交通費の支給を行い、活動しやすい環境を提供。新 3) 事務局体制の強化 <p>業務運営の安定化と効率化が図れるため、新たに社会福祉士有資格者を事務局職員として雇用して、事務局体制を強化する。新</p> <p>(2) 会員支援の整備・強化</p> <p>本会の綱紀案件対応システムのあり方について方針を固める。</p> <p>2 権利擁護及び地域福祉の増進を図るため、次の事業を進める。</p> <p>(1) ブロック活動部の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域に則した活動の強化 <p>総合企画部&ブロック活動部合同会議を開催し、ブロック活動の活性化についての意見交換・検討。</p> 2) 会員ファーストの活動重視 <p>ブロック活動への非会員参加にあたっての参加費のあり方について検討。新</p> <p>(2) 公益事業部の強化・拡充</p> <p>災害支援事業の推進を図るため、次の事業を進める。</p> <p>1) 災害支援協力員の募集</p> <p>2) 山口県DWATへの協力</p>
--

- 3) 日本社会福祉士会との連携・協力
 4) 災害支援委員会の設置の検討 **新**
- 3 専門性の向上を図るため、次の事業を進める。
- (1) キャリアアップ体制の強化
 - 1) 生涯研修の普及・推進
 - ① 会報や会員のしおりを通して、生涯研修制度についての周知。
 - ② 企画運営への活動率の向上を図るため、3つの企画チームの立ち上げ。
 - (2) 専門的・実践能力の向上
 - 1) 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化
 - 企画チームによる講演・研修会等を実施
 - 2) e-ラーニングの普及・活用の推進

日本社会福祉士会のe-ラーニング事業にかかる本会に所属する正会員が視聴する際の費用を本会が負担する。但し、一部の有料講座に関しては自己負担とする。
 - (3) 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進
 - 1) 基礎研修の促進・充実
 - ① 基礎研修の質の担保
 - ・基礎研修の講義部分は、e-ラーニングを使用。
 - ② 受講者数の増加
 - ・受講費減額キャンペーンを継続実施。（2024年度、2023年度の入会者に限り、基礎研修Ⅰ受講費9,000円を4,000円とする）
 - ③ 認定社会福祉士制度の周知
 - ・会報や会員のしおりを通して周知を図る。
 - 2) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進
 - ① 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催

4 発信力の強化を図るため、次の事業を進める。

 - (1) 情報発信の強化
 - 1) 会報Joy'n、ホームページ、LINEやFacebookなどで情報発信を図る。
 - 2) 定期的に情報発信（年5回（5月末、7月末、9月末、11月末、2月末））を行う。
 - (2) 社会的認知度の向上
 - 1) 社会福祉士人材バンク制度の普及啓発。

5 ネットワークの構築・強化を図るため、次の事業を進める。

 - (1) 会員相互の交流促進
 - 1) ネットワーキリストの普及・拡大。
 - 2) LINE公式アカウント及びFacebookを用いて情報発信。
 - (2) 行政との連携
 - 1) 各種委員等へ会員を推薦する。
 - (3) 山口県内のソーシャルワーカー関係団体との連携強化
 - 1) 年2回程度の連絡協議会への参画。
 - 2) ソーシャルワーカーデーイベントを共催開催。
 - (4) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携
 - 1) 研修開催においては、積極的に後援申請を行う。
 - 2) 各種連絡会等への会員派遣。
 - (5) 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携
 - 1) 日本社会福祉士会との連携強化
 - ① 日本社会福祉士会主催研修や会議等への会員の推薦・派遣。
 - ② 日本社会福祉士会の生涯研修センター及び各種委員会等との連携・協力。
 - ③ 紹介案件事務委託契約の締結。
 - 2) 中国ブロック県士会との連携強化
 - ① 中国ブロック会議への出席。
 - ② 協定に基づき、基礎研修ⅠⅡⅢ振替受講の受け入れ実施。

(5) ブロック活動部

事業方針に基づき、ブロック活動部は次の事業を行う。なお、次の「全ブロック共通事業」は、活動の最低水準化を図るため、全ブロックで行う。次の「ブロック持ち回り事業」は、東部西部中部ブロックでの持ち回りで行う。

【全ブロック共通事業】

1 新入会員歓迎会＆会員交流会

新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

4 会員数の増加

会員数 750 名を目標に、ブロックで新入会員獲得目標を掲げて、入会促進を図る。

5 基礎研修 I 中間課題の取り組みへの協力

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

（基礎研修 I の中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所（独立型社会福祉士事務所を含む）で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。）

【ブロック持ち回り事業】

1 ソーシャルワーカーデー in やまぐち

ソーシャルワークの専門職団体との共催で、学生や県民にソーシャルワーカーの存在と役割や魅力を発信する。今年度の企画運営は、東部ブロック（岩国市・和木町ブロック、柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック、周南市・下松市・光市ブロック）が担当する。

■岩国市・和木町ブロック

○ブロック選出理事：高木裕美

○ブロック長：山根茂樹

○副ブロック長：茅原史貴

【重点目標】

- 社会的ニーズ又は地域課題に即したブロック研修を計画する。
- 研修を通して会員の資質向上と地域活動の活性化に繋げる。
- 会員及び福祉従事者等と親睦を図り、圏域のネットワーク強化を図る。

【ブロック独自事業】

1 定例会

月の担当者を割り当て、活動内容については、その担当者に委ねる。内容については多種多様に開催する。

- ・偶数月の第3金曜日開催予定
- ・会場 岩国市福祉会館 時間 19時～21時
- ・または、Zoomによるオンライン開催

2 情報提供・情報共有

メーリングリストを通じて研修や交流会の案内に限らず、各々の相談や意見交換が出来るツールとして活用する（現在の登録者数 90名）

3 仲間と絆を深めよう会（年2回 8月と12月）

方法：居酒屋等で懇親会として実施する。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 行政や関係機関などとの連携

- ・個別地域ケア会議への参加（岩国市地域包括支援センター依頼：随時）
- ・いわくに住環境・福祉機器研究会の出席（代表者 1 名）
- ・岩国市地域包括ケア推進協議会の出席（圏域各 1 名）
- ・岩国市介護認定審査会、障害支援区分審査会の出席（要請時、対応）

2 会員数の増加

新規会員数 5 名を目指し、入会促進を図る。

【ブロック持ち回り事業】

1 ソーシャルワーカーデーin やまぐち

■柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック

○ブロック選出理事：秋田将利

○ブロック長：中村あゆみ

【重点目標】

- 会員同士のネットワーク強化をさらに促進する。
- 会員のニーズに対応した研修計画に基づき、研修を開催する。

【ブロック独自事業】

1 定例会（ブロック研修会・会議）

「しゃべり BAR in サザンセト」

隔月（偶数月）の第 2 金曜 19 時～

【内容】

- ・「ブロック活動計画」に基づいたテーマでの研修開催
- ・ソーシャルワーカーとしての悩み相談、事例検討
- ・必要に応じブロック会議での協議
- ・他の職能団体や関係機関等との連携

2 情報提供・情報共有

本会HPやメーリングリストをはじめとする連絡手段を用いながら、ブロック研修会や会議等の周知を図る。また、本会未加入者へ入会の呼びかけを行う。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会＆会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数 3 名を目指し、入会促進を図る。

【ブロック持ち回り事業】

1 ソーシャルワーカーデーin やまぐち

■周南市・下松市・光市ブロック

○ブロック選出理事：藤本真樹

○ブロック長：白井智寛

【重点目標】

- ブロック活動の活性化
- 多職種・関係団体との連携強化による、重層的支援体制の構築
- 社会福祉士としての専門性の発揮と地域貢献に向けた取り組みの実施

【ブロック独自事業】

1 ブロック会議・研修会（2か月に1回程度）

時事的課題等をテーマに、ネットワークの形成・資質の向上・困難事例への対応策検討・多職種連携等を目的とした研修会として開催。会員相互の交流の場としても活用できるように務める。

2 情報提供・情報共有

ブロックLINEや県士会のHP等を活用し、研修会案内などの情報発信や会員相互の繋がりを深める。

3 社会福祉士としての専門性の発揮

成年後見制度利用促進に向け、社会福祉士としての専門性を生かし、市民向けに相談会を開催する。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会＆会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数10名を目指し、入会促進を図る。

【ブロック持ち回り事業】

1 ソーシャルワーカーデーinやまぐち

【公益事業部協働事業】

1 キャリア教育推進委員会 新

社会福祉士・社会福祉士会のPR活動の一環として、社会福祉士養成校の周南公立大学での実践報告の開催に向け協力要請を行う。

■山口市・美祢市ブロック

○ブロック選出理事：尾中未来

○ブロック長：須原志保

○副ブロック長：大枝康祐

【重点目標】

- 研修参加を通して会員としての意識を高める。
- 会員同士のネットワークを作り、顔の見える関係づくりを目指す。
- 他職能団体や関係機関との連携を強化する。

【ブロック独自事業】

1 研修会

会員のスキルアップや連携強化につながるような研修を以下の予定で実施する。

- ① 05月 ブロック会議（座談会、研修希望）
- ② 07月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ③ 09月 ブロック研修（講師）
- ④ 10月 ブロック会議（来年度計画）
- ⑤ 11月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ⑥ 01月 ブロック研修（講師）

2 社会貢献活動部 新

適宜有志を募りボランティア活動を実施

3 情報提供・情報共有

ブロックLINEや県士会のHP、メーリングリストを活用し、情報の共有と会員相互の繋がりを深める。他ブロックとの連携。LINEを活用したアンケートの実施。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会＆会員交流会

7月～8月頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数 10 名を目指し、入会促進を図る。

【公益事業部協働事業】

1 キャリア教育推進委員会

(1) 社会福祉士全国統一模擬試験のスタッフ（試験官）にブロック会員を派遣する。

(2) 社会福祉士・社会福祉士会の PR 活動の一環として、社会福祉士養成校の山口県立大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

■防府市ブロック

○ブロック選出理事：越智尚史

○ブロック長：瀧口コヅエ

【重点目標】

- 未加入者を勧誘して新しい会員を増やす。
- 「多職種」「他職種」と連携が図れるような仕組みや顔の見える関係性を作る。合同研修を企画する。
- 現地参集とズームの双方の利点を活かして参加しやすい研修を企画する。

【ブロック独自事業】

1 勉強会及び情報交換会（4か月に1回程度）

- ・参加しやすい研修を企画し開催する。
- ・勉強会等を通じて、他士業等の役割を理解し連携する。
- ・勉強会や情報交換会に参加した未加入者への入会の声掛けを行う。

2 他団体との合同研修会

防府薬剤師会等と合同で年3回程度研修会を企画開催する。

3 情報提供・情報共有

- ・メーリングリストを活用し、会員相互の連携や親睦が図れるようとする。
- ・LINE グループの充実を図る。会員以外で興味のある方にも声掛けできるように情報共有する。

4 親睦会（顔の見える関係作り）

研修会後の交流会など企画して開催する。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 会員数の増加

新規会員数 2 名を目指し、入会促進を図る。

■宇都市ブロック

○ブロック選出理事：神田陽子

○ブロック長：安光洋平

【重点目標】

- 会員間の相互のつながりの強化
- 会員数の増加
- 会員が参加したいと思える研修の開催

【ブロック独自事業】

1 勉強会

- ・テーマ：未定 　・日時：9月 　・場所：集合

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会、会活動のオリエンテーション

日時：7月13日 17:00～オリエンテーション、18:30～懇親会

2 会員数の増加

新規会員数 3 名を目指し、入会促進を図る。

■山陽小野田市ブロック

- ブロック選出理事：山高正義
- ブロック長名：若松勇輔

【重点目標】

- ブロック会員のネットワークづくり
- ブロック会員による他機関とのつながりを強化
- 社会福祉士として活躍場を広げるためのスキルアップ研修会の実施

【ブロック独自事業】

- 1 研修会
年に4回程度の情報交換会や研修会を開催。
- 2 会員同士の連携強化
会員間の交流を深め、ブロックの活性化へと繋げる。
- 3 情報提供・情報共有
SNS（オープンチャット）を活用し、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

【全ブロック共通事業の詳細】

- 1 新入会員歓迎会＆会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。
- 2 会員数の増加
新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

■萩市・長門市・阿武町ブロック

- ブロック選出理事：中村幸一郎
- ブロック長名：松尾考真
- 副ブロック長名：松田友也

【重点目標】

- 新規入会の促進、会活動の活性化。
- 研修会や親睦会の開催により、会員同士・関係機関とのネットワーク強化。
- メーリングリスト等を活用し、会の情報を発信していく。

【ブロック独自事業】

- 1 情報提供・情報共有
メーリングリストやLINEなどを活用して、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。
- 2 研修会（年2回）
委員会活動についての研修会や多職種が関心をもてる研修会を検討し開催する。
 - ・前期（4～9月）外部講師による研修会開催
 - ・後期（10～3月）外部講師による研修会開催
- 3 会員同士の親睦を深める
年1回（12月：長門市内）、懇親会を開催する。
 - ・基礎研修や認定社会福祉士、委員会の活動内容を懇親会で紹介する。
 - ・自分の働いている職場、仕事内容についての紹介、情報共有、会員同士の交流。
 - ・LINEグループを活発に利用し、会員相互の繋がりを深める。

【全ブロック共通事業の詳細】

- 1 新入会員歓迎会＆会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。
- 2 会員数の増加
新規会員数5名を目指し、入会促進を図る。

【公益事業部協働事業】

1 キャリア教育推進委員会

社会福祉士・社会福祉士会の PR 活動の一環として、社会福祉士養成校の至誠館大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

■下関市ブロック

- ブロック選出理事：佐藤義浩
- ブロック長名：道中朋子
- 副ブロック長名：朝原博順、宅野浩未

【重点目標】「龍の登り滝」のような年に。

- 複雑且つ多様な社会環境の変化にともない、変化する福祉課題について把握していく。
- 勉強会等を通じて、関係機関・団体等と交流をはかり、地域のネットワークの環境整備をする。
- 定例勉強会、福祉啓蒙活動等を通じて、会員同士のつながりを図る。また、新規加入者の掘り起こしをする。
- 県事務局のホームページを活用して、各活動の案内等の周知を図る。

【ブロック独自事業】

- 1 研修会
年3回の研修会の実施
- 2 施設見学会&お茶会
年1回の施設見学の実施予定。施設見学後、会員交流としてお茶会を予定。
- 3 地域活動への参加
社会福祉士の認知度をあげていくために、「馬関祭り愛の広場」への参加予定
- 4 他団体との連携
他職能団体との研修の実施予定。

【全ブロック共通事業の詳細】

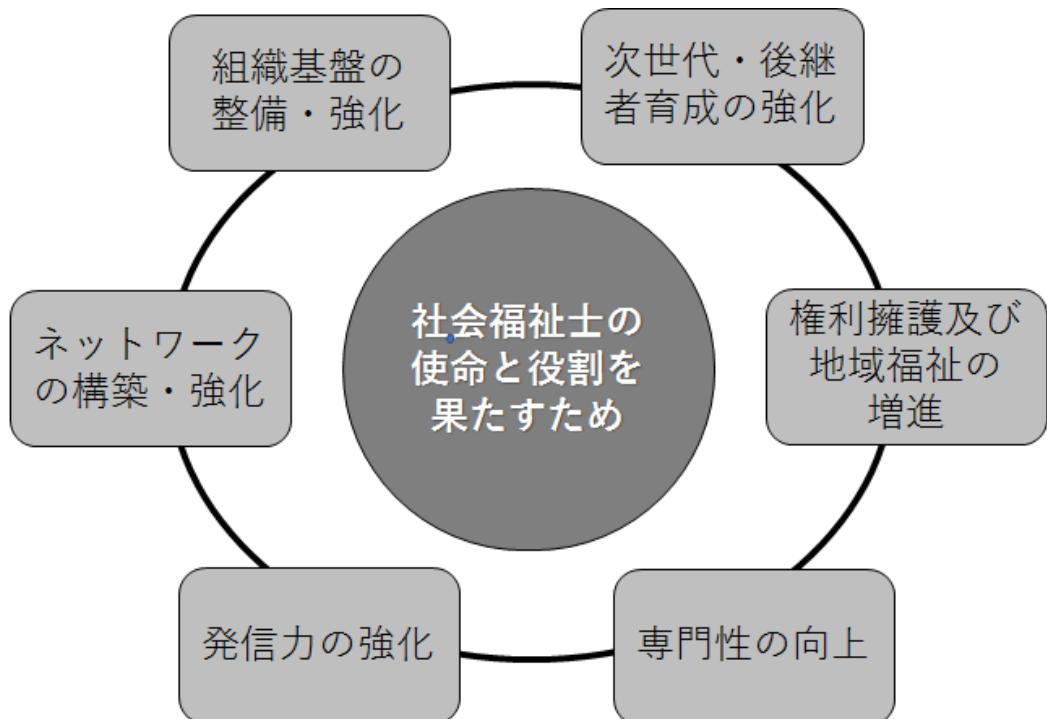
- 1 新入会員歓迎会&会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する
- 2 会員数の増加
1名でも多くの方に会の魅力を知っていただき、入会促進を図る。下関市ブロック LINE グループへの参加促進。新規会員数5名を目指す。

一般社団法人山口県社会福祉士会
第一期中期計画（2020～2024 年度）

私たちは、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与します。

そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5か年目標 2020～2024）を策定しました。

第一期中期計画（2020～2024 年度）では、次の 6 つの基本方針に基づき、ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担えるよう目標の達成を見据えた取り組みを推進します。



組織基盤の整備・強化	次世代・後継者育成の強化	権利擁護及び地域福祉の増進	専門性の向上	発信力の強化	ネットワークの構築・強化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 強い組織化 ■ 会員支援の整備・強化 ■ 事務局体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代育成の取組み強化 ■ 後継者育成の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロック活動部の強化 ■ 公益事業部の強化・拡充 ■ 委託事業部の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ キャリアアップ体制の強化 ■ 専門的・実践能力の向上 ■ 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報発信の強化 ■ 社会的認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会員相互の交流促進 ■ 行政との連携 ■ 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携 ■ 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
組織基盤の整備・強化	1 強い組織化	① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中期計画の評価 ■ 重点目標の設定
		② 会員数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目標会員数の確保 ■ 退会抑制策の検討・実施
		③ 会員参加の法人運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会活動へのマンパワーの拡大
		④ 組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本会の業務遂行の決定と監督の強化 ■ 身近な地域での活動の場づくりの推進
		⑤ 財政の健全化・強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財源と事業の均衡状態の確立 ■ 新たな収入源の確保
	2 会員支援の整備・強化	⑥ 綱紀案件対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本会独自の綱紀案件対応システムの検討
		⑦ スーパーバイズ機関の整備・普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ スーパーバイズ機関の整備 ■ ストレスケア仕組みの構築 ■ 会員の権利擁護的機能の検討
	3 事務局体制の強化	⑧ 業務運営の安定化と効率化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業運営と推進のサポート強化 ■ 研修に係る作業の効率化 ■ 事務の効率化 ■ 福利厚生の改善
次世代・後継者育成の強化	1 次世代育成の取組み強化	① 子どもへの働きかけ推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉士を目指す子どもを増やす ■ 福祉教育の増進
		② 養成施設への働きかけ・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会の意義・入会の意義・会の魅力の発信 ■ ソーシャルワーカー実践事例の紹介 ■ 養成施設との連携強化
		③ 資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉士全国統一模擬試験の充実
	2 後継者育成の強化	④ 社会福祉士実習指導者の養成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実習指導者の養成 ■ 実習現場の支援の推進 ■ 養成カリキュラムの改訂を踏まえたフォローアップ研修の実施
	権利擁護及び地域福祉の増進	1 ブロック活動部の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活動量の最低水準化 ■ 地域に即した活動の強化 ■ 会員ファーストの活動重視 ■ 会員相互交流の活性化 ■ 計画に応じた財源導入の意識化 ■ まちづくりへの参画推進 ■ 社会貢献活動の展開
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 権利擁護センターばあとなあ山口委員会活動の充実・拡大
		2 公益事業部の強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ SSW 委員会活動の充実・拡大
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 刑事司法ソーシャルワーカーの養成に向けた検討
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対応ガイドライン及びマニュアルの周知 ■ 災害マニュアルの実効性の向上 ■ 災害支援協力員の拡大 ■ 災害支援協力員のネットワークの推進
		3 委託事業部の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者虐待対応関係者研修の充実 ■ 権利擁護支援専門職チームの機能強化
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな委託事業の獲得

基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
専門性の向上	1 キャリアアップ体制の強化	① 生涯研修の普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯研修制度の周知 ■企画運営への活動率の向上
	2 専門的・実践能力の向上	② 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を發揮できる実践能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■地域を基盤として、独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取組み促進 ■ジェネラルな視点を持ったスペシフィックなソーシャルワーカーの育成（ジェネラリスト・ソーシャルワーカー、スペシャリスト・ソーシャルワーカーの育成） ■理論とアプローチに基づいた実践力の向上 ■高い倫理観の確立
		③ 実践研究・実践報告の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■実践を発表する機会の確保 ■実践力の向上 ■報告力の向上 ■実践研究の質の向上
		④ e-ラーニングの普及・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■e-ラーニングの周知
	3 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進	⑤ 基礎研修の促進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎研修の質の担保 ■受講者数の増加 ■認定社会福祉士制度の周知
		⑥ スーパービジョン体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■バイザーの育成とフォローアップの推進 ■コーディネート体制の確立
		⑦ 認定社会福祉士の資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■取得しやすい環境の整備 ■認定社会福祉士へのフォローアップ
発信力の強化	1 情報発信の強化	① 会の役割・責任・魅力発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■情報発信の内容や方法など検討体制の構築
	2 社会的認知度の向上	② 社会福祉士の役割と機能の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ■個々の社会福祉士の存在感をソーシャルワーカー関係団体以外や企業・異業種にも発信
ネットワークの構築・強化	1 会員相互の交流促進	① 会員相互交流の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■個々の社会福祉士の存在感を発信 ■SNSなどの電子情報媒体の活用 ■ネットワーキングの普及・拡大
	2 行政との連携	② 行政との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における活動基盤の強化・拡大
	3 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携	③ 山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■SWDの協働開催 ■ソーシャルアクションの推進
		④ 四会連絡協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■司法と福祉の連携強化
	4 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携	⑤ 分野別団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ■山口県弁護士会との連携強化 ■山口県社会福祉協議会との連携強化 ■研修などの後援申請の増進 ■連絡会等への参画 ■多職種・異業種との協働事業の展開
	5 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携	⑥ 日本社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■連合体としての連携
		⑦ 中国ブロック県士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■中国ブロック会議への参画推進 ■基礎研修における連携 ■認証された研修に関する連携
		⑧ 都道府県社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎研修における連携 ■近隣県士会との情報交換

一般社団法人山口県社会福祉士会

第 29 回定期社員総会

第 2 号議案
2024 年度収支予算

一般社団法人山口県社会福祉士会

収支予算案

2024年4月1日から2025年3月31日まで

全会計

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	150,000	150,000	0	
受取入会金	150,000	150,000	0	・新入会員 (30)
受取会費	13,205,000	13,155,000	50,000	
正会員受取会費	10,500,000	10,500,000	0	・正会員数 (700)
賛助会員受取会費	15,000	15,000	0	・賛助会員数 (個人5, 法人2)
ばあとなあ会員受取会費	2,690,000	2,640,000	50,000	・ばあとなあ会員数 (170) ・名簿登録者数 (115) ・事業運営受任負担金
SSW会員受取会費	0	0	0	
事業収益	2,712,000	2,712,000	0	
資格取得支援事業収益	350,000	350,000	0	・キャリア教育推進委員会事業
地域権利擁護事業収益	58,000	58,000	0	・スクールソーシャルワーカー委員会事業 ・権利擁護センターばあとなあ山口委員会事業
福祉人材育成事業収益	2,304,000	2,304,000	0	・総合企画部事業 ・キャリア教育推進委員会事業 ・ブロック活動部事業
受取補助金等	19,337,000	17,454,000	1,883,000	
受取地方公共団体補助金	300,000	300,000	0	・福祉、介護への理解促進事業
県受託収益	19,037,000	17,154,000	1,883,000	・障害者権利擁護センター運営事業 ・高齢者権利擁護推進事業 ・地域包括ケア専門職派遣システム構築事業 ・子どもの権利擁護のための相談体制事業 ・住宅改修等点検に係る専門職派遣事業 ・下関市成年後見利用促進事業支援業務
受取負担金	80,400	111,300	△ 30,900	
受取負担金振替額	80,400	111,300	△ 30,900	・寄付金事務的管理経費
受取寄附金	268,000	371,000	△ 103,000	
受取寄附金振替額	268,000	371,000	△ 103,000	・寄付金事業経費
雑収益	99,000	98,000	1,000	
受取利息	1,000	1,000	0	
会員管理手数料	98,000	97,000	1,000	・会費等回収手数料
経常収益計	35,851,400	34,051,300	1,800,100	

科目	予算額	予算額	増減	備考
(2) 経常費用				
事業費	30,072,000	28,484,000	1,588,000	【担当部、委員会、事業など】 ■委託事業部 ○障害者権利擁護センター委員会 ○高齢者権利擁護推進委員会 ・高齢者権利擁護推進事業 ・地域包括専門職派遣システム構築事業 ・住宅改修等点検に係る専門職派遣事業 ○子ども権利擁護推進委員会 ■公益事業部 ○権利擁護センターばあとなあ山口委員会 ・寄付金事業 ○スクールソーシャルワーカー委員会 ○キャリア教育推進委員会 ○司法ソーシャルワーカー委員会 ○スーパービジョン委員会 ■ロック活動部 ○ロック活動事業 ○ソーシャルワーカーデーイベント ■総合企画部 ○生涯研修センター運営事業 ○受講者推薦事業 ○講演・研修事業 ・年2回講演会 ・独立型社会福祉士実践報告会 ○日本社会福祉士会支援事業
給料手当	6,008,000	5,536,000	472,000	
臨時雇賃金	4,850,000	4,780,000	70,000	
福利厚生費	10,000	10,000	0	
会議費	830,000	888,000	△ 58,000	
旅費交通費	1,367,000	1,316,000	51,000	
通信運搬費	1,030,000	1,022,000	8,000	
消耗品費	452,000	426,000	26,000	
印刷製本費	1,307,000	1,197,000	110,000	
賃借料	1,518,000	1,513,000	5,000	
保険料	198,000	190,000	8,000	
諸謝金	8,066,000	7,227,000	839,000	
支払負担金	4,332,000	4,322,000	10,000	
雑費	14,000	13,000	1,000	
涉外費	90,000	44,000	46,000	
管理費	5,779,400	5,567,300	212,100	
給料手当	1,730,000	1,139,000	591,000	・職員給与
福利厚生費	1,650,000	1,355,000	295,000	・職員福利厚生
会議費	200,000	240,000	△ 40,000	・総会(2)・理事会(2) ・ブロック長会議(1)・監査(1) ・業務執行理事会議(随時) ・中国ブロック会長会議(1)
旅費交通費	270,000	371,000	△ 101,000	
通信運搬費	120,000	220,000	△ 100,000	・電話代・郵送代・インターネット
消耗品費	76,000	255,000	△ 179,000	・消耗品購入など
印刷製本費	140,000	241,000	△ 101,000	・印刷代
賃借料	730,000	816,000	△ 86,000	・事務局賃借料・会計ソフト ・印刷機・パソコンなど
諸謝金	200,000	200,000	0	・合理的配慮に係る経費
租税公課	110,000	110,000	0	・法人税
支払負担金	370,000	370,000	0	・関係団体会費 ・綱紀委員会事務委託料 ・eラーニング視聴負担金
雑費	163,400	200,300	△ 36,900	・会員管理事務手数料、雑費
涉外費	20,000	50,000	△ 30,000	
経常費用計	35,851,400	34,051,300	1,800,100	
当期経常増減額	0	0	0	

科目	予算額	予算額	増減	備考
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	45,545,523	39,108,054	6,437,469	注1
一般正味財産期末残高	45,545,523	39,108,054	6,437,469	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	348,400	482,300	△ 133,900	
一般正味財産への振替額	348,400	482,300	△ 133,900	・寄付金事業経費、事務的管理経費
当期指定正味財産増減額	△ 348,400	△ 482,300	133,900	
指定正味財産期首残高	2,101,595	2,338,479	△ 236,884	注1
指定正味財産期末残高	1,753,195	1,856,179	△ 102,984	
III 正味財産期末残高	47,298,718	40,964,233	6,334,485	

・注1) 正味財産期首残高は、前々年度の決算に基づく正味財産期末残高を記載している。

一般社団法人山口県社会福祉士会

第 29 回定期社員総会

第 1 号報告
諸規程類の改正

【改正】

- ・ 規程第 2 号 部・委員会・企画チームの設置及び運営に関する規程

一般社団法人山口県社会福祉士会 部・委員会・企画チームの設置及び運営に関する規程

1 改正理由

第一期中期計画において、「罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進」を目標として「刑事司法ソーシャルワーカーの養成に向けた検討をおこなうために、2021 年度より「司法ソーシャルワーカーの養成機関の立上げに向けた準備会」を設置して検討してきました。

来年度より、委員会組織として、相談支援事業などの活動を開始するにあたり、「司法ソーシャルワーク委員会」を設置するため。

2 新旧比較表（改正条のみ）

現 行	改正案
<p>第4条 同規程第3条（1）及び（2）には、次の委員会を設置する。</p> <p>(1) 委託事業部</p> <ul style="list-style-type: none">①障害者権利擁護センター委員会②高齢者権利擁護推進委員会 <p>(2) 公益事業部</p> <ul style="list-style-type: none">①権利擁護センターばあとなあ山口委員会②スクールソーシャルワーク委員会③司法ソーシャルワーカーの養成機関の立ち上げに向けた準備会④スーパービジョン委員会	<p>第4条 同規程第3条（1）及び（2）には、次の委員会を設置する。</p> <p>(1) 委託事業部</p> <ul style="list-style-type: none">①障害者権利擁護センター委員会②高齢者権利擁護推進委員会 <p>(2) 公益事業部</p> <ul style="list-style-type: none">①権利擁護センターばあとなあ山口委員会②スクールソーシャルワーク委員会③司法ソーシャルワーク委員会④スーパービジョン委員会

3 改正後の規程

規程第2号

2009年4月1日制定

2024年2月3日最終改正

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人山口県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第58条第1項の規定に基づき、本会の事業を円滑に実施するため基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「部・委員会」とは、名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として継続的に設置するものをいう。

（部の区分）

第3条 本会の調査・研究・事業・実務の推進を目的として、次の部を設置する。

（1）委託事業部

行政機関等からの委託事業を推進する。

（2）公益事業部

社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利を擁護する事業を推進する。

（3）ブロック活動部

区域を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽を推進するとともに、区域の実情に即した独自の事業を推進する。

（4）総合企画部

職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進する。

（委員会の設置）

第4条 同規程第3条（1）及び（2）には、次の委員会を設置する。

（1）委託事業部

- ①障害者権利擁護センター委員会

②高齢者権利擁護推進委員会

(2) 公益事業部

- ①権利擁護センターぱあとなあ山口委員会
- ②スクールソーシャルワーク委員会
- ③司法ソーシャルワーク委員会
- ④スーパービジョン委員会

(企画チームの設置)

第5条 同規程第3条(4)には、取り組むべき課題ごとに企画チームを設置する。

(ブロック活動について)

第6条 同規程第3条(3)の活動及び運営については別に定める。

(部の担当理事の選任)

第7条 同規程第3条(4)には、理事会において、理事を選任する。

2 同規程第3条(1)(2)(3)には、理事会において、必要に応じて理事を選任する。

(委員会の担当理事の選任)

第8条 同規程第4条の委員会には、理事会において、必ず担当理事を選任する。

(企画チームの担当理事の選任)

第9条 同規程第3条(4)の企画チームには、同規程第3条(4)において、必ず同規程第3条(4)の担当理事より企画チームごとに担当理事を選任する。

(部・委員会の責務)

第10条 同規程第3条の部及び第4条の委員会の担当理事は、当該部・委員会の合議を経て、次年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに別に定める様式により作成し、会長へ提出しなければならない。

2 同規程第3条の部及び第4条の委員会は、部会・委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し理事会に報告しなければならない。

3 同規程第3条の部及び第4条の委員会の担当理事は、部会・委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(部・委員会の開催)

第11条 同規程第3条の部及び第4条の委員会は、事業遂行にあたり、必要に応じ適宜開催するものとする。

(委員会の委員)

第12条 同規程第4条の委員会を運営する会員（以下、「委員」という。）は、5名以上8名以下の本会会員により構成する。なお、運営委員が最大8名を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。

2 委員の選任にあたっては、原則として本会会員に公募して選考するものとする。

3 本会会員でない社会福祉士を委員に任命することはできないものとする。

4 委員は、委員会の担当理事が選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

5 委員の氏名は、原則として公開する。

(委員会の協力員)

第13条 同規程第4条の委員会は、運営上必要があると認めるときは、協力員を置くことができる。

2 協力員は、委員会の承認を経て、委員会の担当理事が委嘱する。

3 本会会員でない社会福祉士は、協力員として選任されないものとする。

(委員会の個別運営)

第14条 同規程第4条の委員会は、以下の各号を、所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。

(1) 委員の要件

(2) 委員の任期

(企画チームの委員)

第15条 同規程第5条の企画チームを運営する会員（以下、「企画委員」という。）は、2名の本会会員により構成する。なお、2名を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。

- 2 企画委員の選任にあたっては、原則として本会会員に公募して選考するものとする。
- 3 本会会員でない社会福祉士を企画委員に任命することはできないものとする。
- 4 企画委員は、同規程第3条(4)の部において選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 5 企画委員の氏名は、原則として公開する。

(企画チームの個別運営)

第16条 同規程第3条(4)の企画チームは、以下の各号を、企画チームごとに個別に決定し内規運用するものとする。

- (1) 委員の要件
 - (2) 委員の任期
- (委員等の義務)

第17条 委員、企画委員、協力員ならびに部・委員会が所管する事業運営スタッフ等の当事者は、本会の個人情報保護方針の規定に基づき、関係者の名誉やプライバシーの保護のため、部会・運営委員会において業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、または私事に利用してはならない。

- 2 前項の義務は、任期中のみならず、退任後も同様に負うものとする。

(運営助成金)

第18条 部・委員会・企画チームの運営助成金として、同規程第7条、8条及び9条の担当理事及び同規程第11条及び第14条の委員・企画委員に、1年間1人6,000円分を支給する。

- 2 運営助成金は、部・委員会・企画チームの事業計画に添った事業遂行に必要な経費として支出し、事業未実施の場合は支出することができない。

(勉強会等)

第19条 同規程第6条、7条及び8条の部・委員会・企画チームの担当理事は、当該部・委員会・企画チームの委員、その他の会員を対象として、資質の向上のため自主的な勉強会や研究会等を設置し運営することができる。

- 2 前項の勉強会等開催のためにかかる経費は、参加する者の自己負担とする。

(委任)

第20条 この規程に定めるものの他、部・委員会の運営等に関する必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 2013年2月10日改正。ただし、第16条17条については、2013年4月1日より適用とする。
- 3 2017年2月11日改正。ただし、第16条については、2017年4月1日より適用とする。
- 4 2019年2月9日改正。
- 5 2022年12月18日改正。
- 6 2024年2月3日改正。